

リリオ亀有リノベーションプロジェクトの推進に関する基本協定書（写）

葛飾区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び株式会社新都市ライフホールディングス（以下「丙」という。）は、リリオ亀有リノベーションプロジェクト（以下「リリオPJ」という。）の推進に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、リリオPJとは、葛飾区亀有三丁目 26 番 1 号に存するリリオ亀有リリオ館の7階部分のうち、別紙図面に掲げる箇所（以下「対象範囲」という。）の改修により施設の機能を向上させることで、リリオ亀有リリオ館及び周辺地域の賑わいを創出し、地域の活性化を図ることをいう。

（目的）

第2条 本協定は、リリオPJにおける甲、乙及び丙の主な役割その他の必要な事項を定めることにより、リリオPJを効果的に推進することを目的とする。

（主な役割分担）

第3条 リリオPJにおける甲、乙及び丙の主な役割は、次に掲げるとおりとする。

甲：リリオPJに関する情報を区民等へ周知すること。

リリオPJに関して甲が実施する行政サービスを検討すること。

乙：リリオPJに関する甲、乙及び丙の調整に関すること。

丙：乙との賃貸借契約に基づき、対象範囲の改修工事及び転貸をすること。この場合において、リリオPJの趣旨を踏まえて転貸借契約の相手を選定するよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 リリオPJに係る費用は、別途協議の上、決定する。

（責務の承継）

第5条 甲、乙及び丙において、権利の移転等が生じた場合、本協定上のそれぞれの地位は、それぞれの新権利者に承継させるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 5月26日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
区長 青木 克徳

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和

丙 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社新都市ライフホールディングス
代表取締役社長 安達 勝